

## 「ファースト・サポート・サービス利用規約」

### 第1条（適用）

株式会社ファースト（以下「当社」という）と、申込者（以下「利用者」という）は、このファースト・サポート・サービス利用規約（以下「本規約」という）に従い、当社がファースト・サポート・サービス（以下「サポートサービス」という）を利用者に提供する契約（以下「本契約」という）を締結します。

2. 当社は本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」という）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとし、本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先し適用されるものとし、

### 第2条（契約の申込）

サポートサービスの利用契約の申込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対して行うものとし、

### 第3条（契約の成立）

サポートサービスの利用契約は、前条に従い申込者によりサポートサービスの申込みがなされ、当社が利用開始日を記載した文書により申込者に通知するものとし、利用契約の成立日については、当該利用開始日（以下「契約成立日」という）に成立するものとし、当社は次の各号に該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

- （1）当社所定の申込条件が満たされていないとき。
- （2）利用契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務遂行上著しく支障があると当社が判断したとき。
- （3）申込者が当社の別途提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- （4）申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
- （5）申込者が指定した支払口座等について、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
- （6）その他当社が適当でないと判断したとき

### 第4条（サポートサービスの内容）

当社は、当社標準のサポートサービスを、別に定める「ファースト・サポート・サービス仕様書」（以下「仕様書」という）に基づき利用者に提供するものとし、なお、当社はサポートサービスの実施を第三者に委託することができるものとし、

### 第5条（サポートサービスの提供地域）

サポートサービスの提供地域は、日本国内とします。

### 第6条（契約期間）

利用契約の契約期間は1年間とし、途中での解約はできない事とします。

### 第7条（契約の更新）

利用契約の期間満了30日前から満了日までの間に、当社及び利用者いずれからも文書による更新拒絶の通知がなされない場合は、更に1年間利用契約が更新されるものとし、

### 第8条（利用契約の解除）

当社は、利用者が次の各号の何れかに該当する場合には、何等の通知、催告することなしに利用契約を解除することができるものとし、この場合、利用者は当然に期限の利益を喪失し、未払い債務の全額を直ちに当社に支払うものとし、

- （1）本規約に違反し、利用者の責めに帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた、

またはそのおそれがあると当社が判断した場合。

- (2) 不渡処分を受けたとき又は支払停止状態に至ったとき。
- (3) 仮差押・仮処分等を受けたとき又は整理・民事再生・破産等の申し立てがあったとき。
- (4) 当社からの通知が到着しなかった場合、またはその所在地が判明しない場合。
- (5) 前各号の他、財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

#### 第9条（利用者による利用契約の解約）

利用者が利用契約を解約しようとするときは、利用契約期間終了の30日前までに解約する旨および解約するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。

#### 第10条（解除または解約時の措置）

契約期間内に本契約が第8条により解除され、または第9条に基づき利用者の都合により本契約の全部もしくは一部が解約されたときは、利用者は契約期間の未経過分に相当する利用料金および消費税額をただちに当社に支払う事とします。

#### 第11条（責任の制限）

当社は、本サービスを善良なる管理者の注意義務をもって提供するものとしますが、以下の各号に定める事項については責任を負わないものとします。

- (1) 当社の助言および判定の正確性、有用性。
- (2) 当社の助言および判定に基づきお客様が実施する対策の結果。
2. 本サービスに係る当社の責に帰すべき事由による債務不履行または瑕疵に起因して利用者が損害を被った場合、利用者は、当社に対し、当該債務不履行または瑕疵のあった本サービスに係る年額の利用料金等の単価相当額を上限として、当該損害の賠償を請求できるものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害及び、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、当社は、賠償責任を負わないものとします。また、当社は、本サービスの提供によりお客様の問題が解決されることを保証しないものとします。
3. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの利用者に対し、一切の賠償責任及びサービス利用料金の返還義務等を負わないものとします。

#### 第12条（利用者の通知義務）

利用者は、本サービスが利用できなくなった場合、その旨を当社に通知する義務を負うものとします。

#### 第13条（届出事項の変更）

利用者は利用申し込みの際に当社に届け出た諸事項に変更が発生した場合には、当社に速やかに遅滞なく、所定の方法により届け出る事とします。

2. 利用者は、前項の変更の届出を怠った場合には、当社からの通知が未到着となっても通常、到着すべき時に到達したとみなされる事をあらかじめ、異議なく承諾するものとします。また、届出を怠った事により生じた損害については、当社は一切、その責任を負わない事とします。

#### 第14条（利用料金等）

サポートサービスの利用に関する料金は、別途当社が定める料金表に従うものとします。ただし、別途料金表に定める利用料金等は予告なく変更される場合があります。

2. 当社は原則として、毎月末日締めにて利用料金等を算出するものとします。ただし、業務遂行上利用料金等の計算の起算日または締切日を変更できるものとします。

#### 第15条（支払方法）

利用者は利用料金等の支払い方法に関して、当社が定める支払方法により、本サービス利用料金等を支払うものとし、当社が収納業務を一部、外部委託したときは、その収納事業者が定める方法により本サービス利用料金を支払うものとします。

#### 第16条（遅延損害金）

利用者が本契約に基づく債務の支払を遅延した時は支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第17条（本サービスの提供の中断、停止）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部あるいは一部の提供を中断、または停止することがあります。

- (1) 本サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
  - (2) 火災、停電、天災その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合。
  - (3) 前各号の他、当社が本サービスの提供の一時中断もしくは停止が必要と判断した場合、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
2. 前項に基づき当社が本サービスの提供を停止する場合、当社は、事前にその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの提供の一時中断、停止等により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益、損害についても、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第18条（本サービスの終了）

当社が、やむを得ない事情により本サービスを終了することになったときは、利用者に対し予告期間をもって通知するものとします。

2. 本サービスの終了にともない、利用者には不利益、損害が発生した場合、当社はその責任を一切負わないものとします。

#### 第19条（自己責任）

当社は、本サービスの安全性、完全性、正確性、適用性、有効性を保証するものではありません。利用者は、利用者の責任において適宜利用するものとします。

2. 当社は、提供するサービスの利用または利用不能から生じるいかなる損害に関しても、一切の責任を負いません。
3. 利用者が、本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知される等、利用者と第三者との間で紛争に持ち込まれた場合、利用者の責任と費用をもって処理解決するものとします。利用者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

#### 第20条（当社からの通知、連絡等）

当社は書面による郵送、当社ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、利用者に対し、随時必要事項の通知、連絡等を行うものとします。

2. 当社からの通知は、当社が当該通知を当社のwebサイトへの掲示や電子メールで行った場合には、当該webサイト上に掲示し、または電子メールを発送した時点より効力を発するものとします。
3. 当社が通知、連絡等を発送する利用者の住所は、所定の方法による適正な変更届がなされていない場合、本サービスお申し込みの際に届け出た所定の申込書に記載された住所であるとみなします。

#### 第21条（機密保持）

利用者および当社は、利用契約に関し知り得た相手方の機密を、第三者に開示もしくは漏洩しないものとします。本条の定めは、利用契約の終了後も存続するものとします。但し、警察機関や司法などの法的効力のある要求があった場合には、法的請求元へ情報を提供する事とします。

#### 第 2 2 条 （管轄裁判所）

利用契約に関する一切の紛争については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所とします。

#### 第 2 3 条 （協議事項）

本規約に定めなき事項および解釈上の疑義は、当社及び利用者が誠意をもって協議し解決するものとします。

以上

2010年1月1日